

第2節 被災者の生活確保

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、住宅の確保等を行うものとする。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年和泉市条例第25号）の定めるところにより支給する。

（1）暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 市において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 上記と同等と認められる特別の事情があると厚生労働大臣が認めた災害

（2）次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

（3）災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める順位で支給する。

（4）災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 和泉市災害見舞金の支給

自然災害及び火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、和泉市災害見舞金等支給条例（昭和48年3月31日条例第10号）により、見舞金の支給を行う。ただし、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により弔慰金又は障害見舞金が支給される場合には、当該見舞金は支給しない。

第2 災害援護資金・生活福祉資金等の貸付

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）により市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に応じて適時、適切な措置を講ずる。

第4 雇用機会の確保

市は、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

第5 住宅の確保

市は、府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 府公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう関係機関に要請する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な中堅所得者層に対し、良質な賃貸住宅を供給する。

4 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）の適用申請を行う。

5 家賃補助

市は、災害により住居が罹災し、やむを得ず賃貸住宅に入居した世帯に対し、災害による家賃補助金交付要綱に基づき、一時的措置として家賃の一部を補助する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、当該補助金は支給しない。

第6 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ、大阪府へ報告し、府は、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目

的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市の区域に係る自然災害
- イ 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害
- ウ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した府の区域に係る自然災害
- エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る）の区域であって、ア～ウに規定する区域に隣接するものに係る自然災害

(3) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、全壊・全焼・全流失した世帯、又はこれに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

居住安定支援制度に係る経費（居住関係経費）については、大規模半壊世帯（居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯）についても対象になる。

	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	単数世帯
	500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300万円	225万円
	500万円超700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	700万円超800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円

(4) 支援対象経費

ア 生活関係経費（通常経費）

(ア) 生活に通常必要な物品の購入又は修理費

(イ) 住居の移転費

イ 生活関係経費（特別経費）

(ア) 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

(イ) 住居移転のための交通費

(ウ) 住宅を賃借する場合の礼金

(エ) 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

大規模半壊世帯は生活関係経費は対象にならない

[居住関係経費]

(オ) 家賃（公営住宅除く）

- (カ) 解体（大規模半壊世帯は補修のための一部除却）・撤去・整地費
 - (キ) 建設・購入のための借入金等に係る利息及び債務保証料
 - (ク) 仮設住宅等の使用料
 - (ケ) 諸経費（建築確認・完了検査等申請料、登記に係る費用、住宅購入に係る仲介手数料）
- (5) 支給限度額
- ア 生活関係経費（通常経費(ア)(イ)及び特別会費(ア)～(エ)）

	通常経費	特別経費	合計
複数世帯	70万円	30万円	100万円
単数世帯	55万円	20万円	75万円

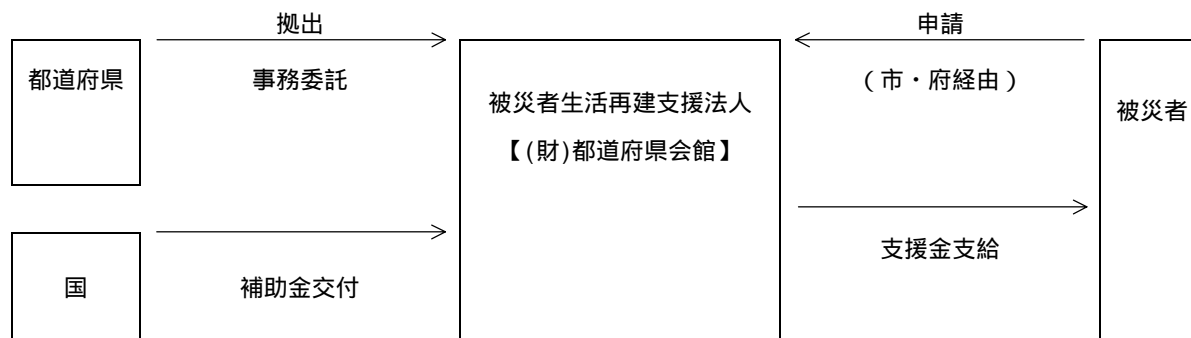
イ 居住関係経費（特別経費(オ)～(ケ)）

	家賃・利用料（(オ)、(ク)）	解体撤去・整地費等 （(カ)、(キ)、(ケ)）	合計限度額
複数世帯	50万円	200万円	200万円
単数世帯	37.5万円	150万円	150万円

大規模半壊世帯の(オ)、(ク)を除く限度額は表の1/2

(6) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)